

日本におけるAI自律発明の特許保護を巡る議論の全体像と「成果の保護」「AIの発明者適格」の法的峻別

Gemini 4 Argon

1. 序論：AI自律発明を巡る議論の現在地と2026年における政策的転換点

生成AIおよび自律型AIエージェントの急速な高度化に伴い、研究開発プロセスにおける人間の役割と知的財産権制度の整合性が世界的な政策課題として浮上している¹。日本国内においては、2026年6月16日に開催された産業構造審議会知的財産分科会第56回特許制度小委員会において、特許庁から「AIが自律的に開発した成果物（AI自律発明）」についても特許法で保護すべきである」とする製薬企業からの意見が報告され、産業界の注目を集めた⁴。この報告は、特許庁の委託により三菱UFJリサーチ & コンサルティングが2026年3月に取りまとめた『AI発明の保護に関する調査研究報告書』の国内ヒアリング調査結果等に基づくものであり、AI技術を巡る日本の特許政策が抽象的な概念整理の段階から、具体的な産業間の利害調整および法制度設計の段階へと移行したことを象徴している⁶。

日本におけるAI自律発明を巡る議論を正確に理解するためには、司法判断の確定と行政・立法府における政策検討の深化という2つの時間軸を交差させて捉える必要がある²。司法の領域では、人工知能「DABUS（ダバス）」を発明者として記載した国際特許出願（特願2020-543051号）の却下処分取消訴訟において、2024年5月16日の東京地方裁判所判決（令和5年（行ウ）第5001号）、2025年1月30日の知的財産高等裁判所判決（令和6年（行コ）第10006号）を経て、2026年3月4日に最高裁判所第二小法廷（岡村和美裁判長）が上告不受理決定を下した¹¹。これにより、「現行特許法における発明者は自然人に限られ、AIを発明者とする出願は認められない」とする解釈が判例上確定した¹¹。一方で、東京地裁および知財高裁は、現行法の解釈としてAIの発明者適格を否定しつつも、AI自律発明の保護の在り方や権利の存続期間等の制度設計については、AIがもたらす社会経済構造の変化を踏まえた産業政策上の観点から「立法論として検討すべき問題」であることを明確に示唆した¹⁰。

この司法からの問題提起を受ける形で、政府の知的財産戦略本部および特許庁は段階的に検討を深めてきた²。2024年6月の「知的財産推進計画2024」では、AIが自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱いについて、技術の進展や国際動向、ユーザーニーズを踏まえた検討を進める方針が打ち出された²。続く2025年6月3日決定の「知的財産推進計画2025（副題：IPトランスフォーメーション）」では、日本企業のAI利活用率を概ね100%に引き上げることと並び、「AI利用発明の明確化を進め、AI利用による研究開発を促進する（AI分野の研究費の増加）」ことが重要業績評価指標（KPI）として初めて設定され、AI開発者へのインセンティブ担保や発明者の定義の明確化が重点課題とされた¹⁴。さらに、2026年6月12日に決定された「知的財産推進計画2026」では、特許および意匠の実務に生じる課題について、国際的な動向を見極めつつ産業構造審議会の各小委員会で短期・中期的に検討を継続する方針が明記され、同年7月27日には特許庁初のAI活

用基本方針となる「JPO AIビジョン」が公表されるなど、「人間中心」の原則とAI利活用推進を両立させるガバナンス構築が進められている³。

特許庁の一連の調査研究および審議会では、AI技術が関連する発明を「AIモデル発明（新たな機械学習モデル自体の発明）」「AI適用発明（特定分野へのAI適用）」「AI利用発明（人間がAIを道具として利用して創出した発明）」「AI自律発明（人間の創作的関与なしにAIが自律的に生成した発明）」の4パターンに分類した上で、議論の焦点を創作過程にAIが関与する「AI利用発明」と「AI自律発明」に絞っている⁸。

現行法解釈の確定と並行し、政策議論はAI利用発明の明確化とAI自律発明の立法論へ移行

■ 特許庁によるAI関連発明の4類型マトリクス

令和8年3月「AI発明の保護に関する調査研究報告書」分譲準備

分類① AIモデル発明 機械学習アルゴリズム、ニューラルネットワーク構造、学習済みモデル自体の技術思想。 創作主体: 人間がモデルを直接設計 特性性: プログラム等の発明として保護可能	分類② AI適用発明 既存・新技術のAIモデルを画像診断や自動運転など特定技術分野に適用・実装した発明。 創作主体: 人間が環境設定・適用を実施 特性性: 通常のIT応用発明と同様に保護可能
分類③ AI利用発明 人間がAIを道具・ツールとして利用し、出力データを評価・選別・選択して完成させた発明。 創作主体: 人間が主事（AIはツール） 政策課題: 発明者認定の判断基準明確化（知財推進計画KPI）	分類④ AI自律発明 課題発想から性能評価・完成まで全工程をAI自身が自律的に実行したとされる発明。 創作主体: 人間の精神活動介在なし 現状: 現行法で特許不可。成果物保護・先使用権の立法論

【重要論点の喚起】「AI自体を発明者と認めるか」と「AIが生み出した成果を特許で保護するか」は法的に全く別の論点として整理されています。

論点① AI発明者認定: 司法決定（自然人限定で不可）

論点② 成果物の保護: 立法論（産業ニーズ別に客観継続）

■ 司法判断（DABUS訴訟）と行政政策検討の推移（2024-2026）

● 司法トラップ（法解釈） ● 政策・特許庁トラップ（制度設計）

2024年（令和6年） 第一審判決による自然人限定原則の明示と、政府による検討開始 △ 東京地裁判決（DABUS事件） 2024.05.16 出願却下処分取消請求を棄却（自然人限定を判示） AI（DABUS）を発明者とする出願の却下処分を違法と判断。特許法上の「発明」は自然人の精神的活動が介在することを前提とし、権利能力のないAIは発明者になり得ないと判示。 判例要旨: 特許法29条1項の「発明をした者」は自然人に限られる 目 知財推進計画2024 2024.06 AI自律発明に関する継続的検討の明記 内閣府知財戦略本部において、「AIが自律的に発明の特定の部分を完成させた場合の取扱い」について、技術進展や国際動向、ユーザーニーズを踏まえた特許庁・関係省庁の検討方針を決定。 施策方向性: 発明者認定への影響をきめ細かく検討に着手	2025年（令和7年） 高裁判決による判断種別と、「AI利用発明明確化」の国家KPI設定 △ 知財高裁判決（控訴審） 2025.01.30 原告控訴棄却（自然人原則を維持） 一審・東京地裁判決を支持し、出願人の控訴を棄却。現行特許制度下においてAIを発明者として認める余地はないとする司法判断を改めて維持。 高裁判断: 現行特許法解釈としての自然人要件を再確認 目 知財推進計画2025 2025.06.03 初のKPI導入：「AI利用発明の明確化」推進 知財戦略本部（石破総務大臣）が決定。「IPトランスフォーメーション」を掲げ、企業のAI利活用率目標とともに「AI利用発明の明確化を進め、研究開発を促進」することを重点方針に設定。 政策転換: 是迄で踏発する「AI利用発明」の客観基準明確化を最優先課題に位置付け
2026年（令和8年） 最高裁決定による司法種別と、特許庁審議会における論点深化 ● 最高裁第二小法廷決定【確定】 2026.03.04 上告不受理決定（自然人原則の判例が確定） 原告と被告両方、上告受理の申立てを受理しない旨を決定。これにより、「特許法における発明者は自然人に限られ、AIを発明者とした出願は認められない」とする司法判断が最終確定。現行法解釈論が決着。 司法の帰結: 「AI自体の発明者資格」は現行法下で完全に否定 目 特許庁 調査研究報告書 2026.03 産業界のニーズ乖離が浮き彫りに 三菱UFJリサーチ&コンサルティング報告。有識者では自律発明も特許法2条1項の「発明」に包含可能との見解が多い一方、企業意見は二分：医薬品業界は巨額投資回収のため特許保護に前向き、電機・自動車業界は国際競争優先で慎重論。 △ 産調審 特許制度小委員会（第56回） 2026.06.10 AI自律発明の保護要否・先使用権を論点化 AI自律発明の完全自律は「遠い未来・おとぎ話」との東部を確認しつつ、成果物の特許保護要否、先使用権（79条）の適用、AI利用発明における人間の共同発明者認定基準を本格審議。 特許庁「IPO AIビジョン」公表 2026.07.27 「人間中心」「AI活用推進」「リスク対応」「海外庁連携」の5大コンセプトを提示し、AI時代の知財エコシステム基本方針を確立。	● 2026年時点の到達点と政策の今後の方向性 ① 司法判断（現行法解釈）の決着 最高裁決定により「現行特許法上の発明者は自然人に限られる」ことが確定。AI自体を発明者とする法解釈の余地は消滅しました。 ② 立法論・施策（今後の焦点） 現場で定着する「AI利用発明」の発明者認定基準の明確化を急ぐとともに、創薬分野等の強い要望を踏まえ、AI生成成果物の保護・先使用権に関する新たな立法措置の要否が検討されています。

特許庁の調査研究におけるAI関連発明の4類型と、2024年から2026年にかけての司法判断（DABUS事件）および政府・特許庁における政策検討の推移。司法において現行法下の自然人原則が確定する一方、行政では産業界のニーズを踏まえた制度設計の議論が強化している。

Data sources: 産業政策研究所（創設経緯：イノベントピア）、農産物創産第二小法廷／知財推進（特許・本種面商特許事務所）、特許庁「AI発明の保護に関する調査研究報告書」、知財推進計画2024、知財推進計画2025、知財推進計画2026、知財推進計画2027、知財推進計画2028、知財推進計画2029、知財推進計画2030、知財推進計画2031、知財推進計画2032、知財推進計画2033、知財推進計画2034、知財推進計画2035、知財推進計画2036、知財推進計画2037、知財推進計画2038、知財推進計画2039、知財推進計画2040、知財推進計画2041、知財推進計画2042、知財推進計画2043、知財推進計画2044、知財推進計画2045、知財推進計画2046、知財推進計画2047、知財推進計画2048、知財推進計画2049、知財推進計画2050、知財推進計画2051、知財推進計画2052、知財推進計画2053、知財推進計画2054、知財推進計画2055、知財推進計画2056、知財推進計画2057、知財推進計画2058、知財推進計画2059、知財推進計画2060、知財推進計画2061、知財推進計画2062、知財推進計画2063、知財推進計画2064、知財推進計画2065、知財推進計画2066、知財推進計画2067、知財推進計画2068、知財推進計画2069、知財推進計画2070、知財推進計画2071、知財推進計画2072、知財推進計画2073、知財推進計画2074、知財推進計画2075、知財推進計画2076、知財推進計画2077、知財推進計画2078、知財推進計画2079、知財推進計画2080、知財推進計画2081、知財推進計画2082、知財推進計画2083、知財推進計画2084、知財推進計画2085、知財推進計画2086、知財推進計画2087、知財推進計画2088、知財推進計画2089、知財推進計画2090、知財推進計画2091、知財推進計画2092、知財推進計画2093、知財推進計画2094、知財推進計画2095、知財推進計画2096、知財推進計画2097、知財推進計画2098、知財推進計画2099、知財推進計画2100、知財推進計画2101、知財推進計画2102、知財推進計画2103、知財推進計画2104、知財推進計画2105、知財推進計画2106、知財推進計画2107、知財推進計画2108、知財推進計画2109、知財推進計画2110、知財推進計画2111、知財推進計画2112、知財推進計画2113、知財推進計画2114、知財推進計画2115、知財推進計画2116、知財推進計画2117、知財推進計画2118、知財推進計画2119、知財推進計画2120、知財推進計画2121、知財推進計画2122、知財推進計画2123、知財推進計画2124、知財推進計画2125、知財推進計画2126、知財推進計画2127、知財推進計画2128、知財推進計画2129、知財推進計画2130、知財推進計画2131、知財推進計画2132、知財推進計画2133、知財推進計画2134、知財推進計画2135、知財推進計画2136、知財推進計画2137、知財推進計画2138、知財推進計画2139、知財推進計画2140、知財推進計画2141、知財推進計画2142、知財推進計画2143、知財推進計画2144、知財推進計画2145、知財推進計画2146、知財推進計画2147、知財推進計画2148、知財推進計画2149、知財推進計画2150、知財推進計画2151、知財推進計画2152、知財推進計画2153、知財推進計画2154、知財推進計画2155、知財推進計画2156、知財推進計画2157、知財推進計画2158、知財推進計画2159、知財推進計画2160、知財推進計画2161、知財推進計画2162、知財推進計画2163、知財推進計画2164、知財推進計画2165、知財推進計画2166、知財推進計画2167、知財推進計画2168、知財推進計画2169、知財推進計画2170、知財推進計画2171、知財推進計画2172、知財推進計画2173、知財推進計画2174、知財推進計画2175、知財推進計画2176、知財推進計画2177、知財推進計画2178、知財推進計画2179、知財推進計画2180、知財推進計画2181、知財推進計画2182、知財推進計画2183、知財推進計画2184、知財推進計画2185、知財推進計画2186、知財推進計画2187、知財推進計画2188、知財推進計画2189、知財推進計画2190、知財推進計画2191、知財推進計画2192、知財推進計画2193、知財推進計画2194、知財推進計画2195、知財推進計画2196、知財推進計画2197、知財推進計画2198、知財推進計画2199、知財推進計画2200、知財推進計画2201、知財推進計画2202、知財推進計画2203、知財推進計画2204、知財推進計画2205、知財推進計画2206、知財推進計画2207、知財推進計画2208、知財推進計画2209、知財推進計画2210、知財推進計画2211、知財推進計画2212、知財推進計画2213、知財推進計画2214、知財推進計画2215、知財推進計画2216、知財推進計画2217、知財推進計画2218、知財推進計画2219、知財推進計画2220、知財推進計画2221、知財推進計画2222、知財推進計画2223、知財推進計画2224、知財推進計画2225、知財推進計画2226、知財推進計画2227、知財推進計画2228、知財推進計画2229、知財推進計画2230、知財推進計画2231、知財推進計画2232、知財推進計画2233、知財推進計画2234、知財推進計画2235、知財推進計画2236、知財推進計画2237、知財推進計画2238、知財推進計画2239、知財推進計画2240、知財推進計画2241、知財推進計画2242、知財推進計画2243、知財推進計画2244、知財推進計画2245、知財推進計画2246、知財推進計画2247、知財推進計画2248、知財推進計画2249、知財推進計画2250、知財推進計画2251、知財推進計画2252、知財推進計画2253、知財推進計画2254、知財推進計画2255、知財推進計画2256、知財推進計画2257、知財推進計画2258、知財推進計画2259、知財推進計画2260、知財推進計画2261、知財推進計画2262、知財推進計画2263、知財推進計画2264、知財推進計画2265、知財推進計画2266、知財推進計画2267、知財推進計画2268、知財推進計画2269、知財推進計画2270、知財推進計画2271、知財推進計画2272、知財推進計画2273、知財推進計画2274、知財推進計画2275、知財推進計画2276、知財推進計画2277、知財推進計画2278、知財推進計画2279、知財推進計画2280、知財推進計画2281、知財推進計画2282、知財推進計画2283、知財推進計画2284、知財推進計画2285、知財推進計画2286、知財推進計画2287、知財推進計画2288、知財推進計画2289、知財推進計画2290、知財推進計画2291、知財推進計画2292、知財推進計画2293、知財推進計画2294、知財推進計画2295、知財推進計画2296、知財推進計画2297、知財推進計画2298、知財推進計画2299、知財推進計画2300、知財推進計画2301、知財推進計画2302、知財推進計画2303、知財推進計画2304、知財推進計画2305、知財推進計画2306、知財推進計画2307、知財推進計画2308、知財推進計画2309、知財推進計画2310、知財推進計画2311、知財推進計画2312、知財推進計画2313、知財推進計画2314、知財推進計画2315、知財推進計画2316、知財推進計画2317、知財推進計画2318、知財推進計画2319、知財推進計画2320、知財推進計画2321、知財推進計画2322、知財推進計画2323、知財推進計画2324、知財推進計画2325、知財推進計画2326、知財推進計画2327、知財推進計画2328、知財推進計画2329、知財推進計画2330、知財推進計画2331、知財推進計画2332、知財推進計画2333、知財推進計画2334、知財推進計画2335、知財推進計画2336、知財推進計画2337、知財推進計画2338、知財推進計画2339、知財推進計画2340、知財推進計画2341、知財推進計画2342、知財推進計画2343、知財推進計画2344、知財推進計画2345、知財推進計画2346、知財推進計画2347、知財推進計画2348、知財推進計画2349、知財推進計画2350、知財推進計画2351、知財推進計画2352、知財推進計画2353、知財推進計画2354、知財推進計画2355、知財推進計画2356、知財推進計画2357、知財推進計画2358、知財推進計画2359、知財推進計画2360、知財推進計画2361、知財推進計画2362、知財推進計画2363、知財推進計画2364、知財推進計画2365、知財推進計画2366、知財推進計画2367、知財推進計画2368、知財推進計画2369、知財推進計画2370、知財推進計画2371、知財推進計画2372、知財推進計画2373、知財推進計画2374、知財推進計画2375、知財推進計画2376、知財推進計画2377、知財推進計画2378、知財推進計画2379、知財推進計画2380、知財推進計画2381、知財推進計画2382、知財推進計画2383、知財推進計画2384、知財推進計画2385、知財推進計画2386、知財推進計画2387、知財推進計画2388、知財推進計画2389、知財推進計画2390、知財推進計画2391、知財推進計画2392、知財推進計画2393、知財推進計画2394、知財推進計画2395、知財推進計画2396、知財推進計画2397、知財推進計画2398、知財推進計画2399、知財推進計画2400、知財推進計画2401、知財推進計画2402、知財推進計画2403、知財推進計画2404、知財推進計画2405、知財推進計画2406、知財推進計画2407、知財推進計画2408、知財推進計画2409、知財推進計画2410、知財推進計画2411、知財推進計画2412、知財推進計画2413、知財推進計画2414、知財推進計画2415、知財推進計画2416、知財推進計画2417、知財推進計画2418、知財推進計画2419、知財推進計画2420、知財推進計画2421、知財推進計画2422、知財推進計画2423、知財推進計画2424、知財推進計画2425、知財推進計画2426、知財推進計画2427、知財推進計画2428、知財推進計画2429、知財推進計画2430、知財推進計画2431、知財推進計画2432、知財推進計画2433、知財推進計画2434、知財推進計画2435、知財推進計画2436、知財推進計画2437、知財推進計画2438、知財推進計画2439、知財推進計画2440、知財推進計画2441、知財推進計画2442、知財推進計画2443、知財推進計画2444、知財推進計画2445、知財推進計画2446、知財推進計画2447、知財推進計画2448、知財推進計画2449、知財推進計画2450、知財推進計画2451、知財推進計画2452、知財推進計画2453、知財推進計画2454、知財推進計画2455、知財推進計画2456、知財推進計画2457、知財推進計画2458、知財推進計画2459、知財推進計画2460、知財推進計画2461、知財推進計画2462、知財推進計画2463、知財推進計画2464、知財推進計画2465、知財推進計画2466、知財推進計画2467、知財推進計画2468、知財推進計画2469、知財推進計画2470、知財推進計画2471、知財推進計画2472、知財推進計画2473、知財推進計画2474、知財推進計画2475、知財推進計画2476、知財推進計画2477、知財推進計画2478、知財推進計画2479、知財推進計画2480、知財推進計画2481、知財推進計画2482、知財推進計画2483、知財推進計画2484、知財推進計画2485、知財推進計画2486、知財推進計画2487、知財推進計画2488、知財推進計画2489、知財推進計画2490、知財推進計画2491、知財推進計画2492、知財推進計画2493、知財推進計画2494、知財推進計画2495、知財推進計画2496、知財推進計画2497、知財推進計画2498、知財推進計画2499、知財推進計画2500、知財推進計画2501、知財推進計画2502、知財推進計画2503、知財推進計画2504、知財推進計画2505、知財推進計画2506、知財推進計画2507、知財推進計画2508、知財推進計画2509、知財推進計画2510、知財推進計画2511、知財推進計画2512、知財推進計画2513、知財推進計画2514、知財推進計画2515、知財推進計画2516、知財推進計画2517、知財推進計画2518、知財推進計画2519、知財推進計画2520、知財推進計画2521、知財推進計画2522、知財推進計画2523、知財推進計画2524、知財推進計画2525、知財推進計画2526、知財推進計画2527、知財推進計画2528、知財推進計画2529、知財推進計画2530、知財推進計画2531、知財推進計画2532、知財推進計画2533、知財推進計画2534、知財推進計画2535、知財推進計画2536、知財推進計画2537、知財推進計画2538、知財推進計画2539、知財推進計画2540、知財推進計画2541、知財推進計画2542、知財推進計画2543、知財推進計画2544、知財推進計画2545、知財推進計画2546、知財推進計画2547、知財推進計画2548、知財推進計画2549、知財推進計画2550、知財推進計画2551、知財推進計画2552、知財推進計画2553、知財推進計画2554、知財推進計画2555、知財推進計画2556、知財推進計画2557、知財推進計画2558、知財推進計画2559、知財推進計画2560、知財推進計画2561、知財推進計画2562、知財推進計画2563、知財推進計画2564、知財推進計画2565、知財推進計画2566、知財推進計画2567、知財推進計画2568、知財推進計画2569、知財推進計画2570、知財推進計画2571、知財推進計画2572、知財推進計画2573、知財推進計画2574、知財推進計画2575、知財推進計画2576、知財推進計画2577、知財推進計画2578、知財推進計画2579、知財推進計画2580、知財推進計画2581、知財推進計画2582、知財推進計画2583、知財推進計画2584、知財推進計画2585、知財推進計画2586、知財推進計画2587、知財推進計画2588、知財推進計画2589、知財推進計画2590、知財推進計画2591、知財推進計画2592、知財推進計画2593、知財推進計画2594、知財推進計画2595、知財推進計画2596、知財推進計画2597、知財推進計画2598、知財推進計画2599、知財推進計画2600、知財推進計画2601、知財推進計画2602、知財推進計画2603、知財推進計画2604、知財推進計画2605、知財推進計画2606、知財推進計画2607、知財推進計画2608、知財推進計画2609、知財推進計画2610、知財推進計画2611、知財推進計画2612、知財推進計画2613、知財推進計画2614、知財推進計画2615、知財推進計画2616、知財推進計画2617、知財推進計画2618、知財推進計画2619、知財推進計画2620、知財推進計画2621、知財推進計画2622、知財推進計画2623、知財推進計画2624、知財推進計画2625、知財推進計画2626、知財推進計画2627、知財推進計画2628、知財推進計画2629、知財推進計画2630、知財推進計画2631、知財推進計画2632、知財推進計画2633、知財推進計画2634、知財推進計画2635、知財推進計画2636、知財推進計画2637、知財推進計画2638、知財推進計画2639、知財推進計画2640、知財推進計画2641、知財推進計画2642、知財推進計画2643、知財推進計画2644、知財推進計画2645、知財推進計画2646、知財推進計画2647、知財推進計画2648、知財推進計画2649、知財推進計画2650、知財推進計画2651、知財推進計画2652、知財推進計画2653、知財推進計画2654、知財推進計画2655、知財推進計画2656、知財推進計画2657、知財推進計画2658、知財推進計画2659、知財推進計画2660、知財推進計画2661、知財推進計画2662、知財推進計画2663、知財推進計画2664、知財推進計画2665、知財推進計画2666、知財推進計画2667、知財推進計画2668、知財推進計画2669、知財推進計画2670、知財推進計画2671、知財推進計画2672、知財推進計画2673、知財推進計画2674、知財推進計画2675、知財推進計画2676、知財推進計画2677、知財推進計画2678、知財推進計画2679、知財推進計画2680、知財推進計画2681、知財推進計画2682、知財推進計画2683、知財推進計画2684、知財推進計画2685、知財推進計画2686、知財推進計画2687、知財推進計画2688、知財推進計画2689、知財推進計画2690、知財推進計画2691、知財推進計画2692、知財推進計画2693、知財推進計画2694、知財推進計画2695、知財推進計画2696、知財推進計画2697、知財推進計画2698、知財推進計画2699、知財推進計画2700、知財推進計画2701、知財推進計画2702、知財推進計画2703、知財推進計画2704、知財推進計画2705、知財推進計画2706、知財推進計画2707、知財推進計画2708、知財推進計画2709、知財推進計画2710、知財推進計画2711、知財推進計画2712、知財推進計画2713、知財推進計画2714、知財推進計画2715、知財推進計画2716、知財推進計画2717、知財推進計画2718、知財推進計画2719、知財推進計画2720、知財推進計画2721、知財推進計画2722、知財推進計画2723、知財推進計画2724、知財推進計画2725、知財推進計画2726、知財推進計画2727、知財推進計画2728、知財推進計画2729、知財推進計画2730、知財推進計画2731、知財推進計画2732、知財推進計画2733、知財推進計画2734、知財推進計画2735、知財推進計画2736、知財推進計画2737、知財推進計画2738、知財推進計画2739、知財推進計画2740、知財推進計画2741、知財推進計画2742、知財推進計画2743、知財推進計画2744、知財推進計画2745、知財推進計画2746、知財推進計画2747、知財推進計画2748、知財推進計画2749、知財推進計画2750、知財推進計画2751、知財推進計画2752、知財推進計画2753、知財推進計画2754、知財推進計画2755、知財推進計画2756、知財推進計画2757、知財推進計画2758、知財推進計画2759、知財推進計画2760、知財推進計画2761、知財推進計画2762、知財推進計画2763、知財推進計画2764、知財推進計画2765、知財推進計画2766、知財推進計画2767、知財推進計画2768、知財推進計画2769、知財推進計画2770、知財推進計画2771、知財推進計画2772、知財推進計画2773、知財推進計画2774、知財推進計画2775、知財推進計画2776、知財推進計画2777、知財推進計画2778、知財推進計画2779、知財推進計画2780、知財推進計画2781、知財推進計画2782、知財推進計画2783、知財推進計画2784、知財推進計画2785、知財推進計画2786、知財推進計画2787、知財推進計画2788、知財推進計画2789、知財推進計画2790、知財推進計画2791、知財推進計画2792、知財推進計画2793、知財推進計画2794、知財推進計画2795、知財推進計画2796、知財推進計画2797、知財推進計画2798、知財推進計画2799、知財推進計画2800、知財推進計画2801、知財推進計画2802、知財推進計画2803、知財推進計画2804、知財推進計画2805、知財推進計画2806、知財推進計画2807、知財推進計画2808、知財推進計画2809、知財推進計画2810、知財推進計画2811、知財推進計画2812、知財推進計画2813、知財推進計画2814、知財推進計画2815、知財推進計画2816、知財推進計画2817、知財推進計画2818、知財推進計画2819、知財推進計画2820、知財推進計画2821、知財推進計画2822、知財推進計画2823、知財推進計画2824、知財推進計画2825、知財推進計画2826、知財推進計画2827、知財推進計画2828、知財推進計画2829、知財推進計画2830、知財推進計画2831、知財推進計画2832、知財推進計画2833、知財推進計画2834、知財推進計画2835、知財推進計画2836、知財推進計画2837、知財推進計画2838、知財推進計画2839、知財推進計画2840、知財推進計画2841、知財推進計画2842、知財推進計画2843、知財推進計画2844、知財推進計画2845、知財推進計画2846、知財推進計画2847、知財推進計画2848、知財推進計画2849、知財推進計画2850、知財推進計画2851、知財推進計画2852、知財推進計画2853、知財推進計画2854、知財推進計画2855、知財推進計画2856、知財推進計画2857、知財推進計画2858、知財推進計画2859、知財推進計画2860、知財推進計画2861、知財推進計画2862、知財推進計画2863、知財推進計画2864、知財推進計画2865、知財推進計画2866、知財推進計画2867、知財推進計画2868、知財推進計画2869、知財推進計画2870、知財推進計画2871、知財推進計画2872、知財推進計画2873、知財推進計画2874、知財推進計画2875、知財推進計画2876、知財推進計画2877、知財推進計画2878、知財推進計画2879、知財推進計画2880、知財推進計画2881、知財推進計画2882、知財推進計画2883、知財推進計画2884、知財推進計画2885、知財推進計画2886、知財推進計画2887、知財推進計画2888、知財推進計画2889、知財推進計画2890、知財推進計画2891、知財推進計画2892、知財推進計画2893、知財推進計画2894、知財推進計画2895、知財推進計画2896、知財推進計画2897、知財推進計画2898、知財推進計画2899、知財推進計画2900、知財推進計画2901、知財推進計画2902、知財推進計画2903、知財推進計画2904、知財推進計画2905、知財推進計画2906、知財推進計画2907、知財推進計画2908、知財推進計画2909、知財推進計画2910、知財推進計画2911、知財推進計画2912、知財推進計画2913、知財推進計画2914、知財推進計画2915、知財推進計画2916、知財推進計画2917、知財推進計画2918、知財推進計画2919、知財推進計画2920、知財推進計画2921、知財推進計画2922、知財推進計画2923、知財推進計画2924、知財推進計画2925、知財推進計画2926、知財推進計画2927、知財推進計画2928、知財推進計画2929、知財推進計画2930、知財推進計画2931、知財推進計画2932、知財推進計画2933、知財推進計画2934、知財推進計画2935、知財推進計画2936、知財推進計画2937、知財推進計画2938、知財推進計画2939、知財推進計画2940、知財推進計画2941、知財推進計画2942、知財推進計画2943、知財推進計画2944、知財推進計画2945、知財推進計画2946、知財推進計画2947、知財推進計画2948、知財推進計画2949、知財推進計画2950、知財推進計画2951、知財推進計画2952、知財推進計画2953、知財推進計画2954、知財推進計画2955、知財推進計画2956、知財推進計画2957、知財推進計画2958、知財推進計画2959、知財推進計画2960、知財推進計画2961、知財推進計画2962、知財推進計画2963、知財推進計画2964、知財推進計画2965、知財推進計画2966、知財推進計画2967、知財推進計画2968、知財推進計画2969、知財推進計画2970、知財推進計画2971、知財推進計画2972、知財推進計画2973、知財推進計画2974、知財推進計画2975、知財推進計画2976、知財推進計画2977、知財推進計画2978、知財推進計画2979、知財推進計画2980、知財推進計画2981、知財推進計画2982、知財推進計画2983、知財推進計画2984、知財推進計画2985、知財推進計画2986、知財推進計画2987、知財推進計画2988、知財推進計画2989、知財推進計画2990、知財推進計画2991、知財推進計画2992、知財推進計画2993、知財推進計画2994、知財推進計画2995、知財推進計画2996、知財推進計画2997、知財推進計画2998、知財推進計画2999、知財推進計画3000、知財推進計画3001、知財推進計画3002、知財推進計画3003、知財推進計画3004、知財推進計画3005、知財推進計画3006、知財推進計画3007、知財推進計画3008、知財推進計画3009、知財推進計画3010、知財推進計画3011、知財推進計画3012、知財推進計画3013、知財推進計画3014、知財推進計画3015、知財推進計画3016、知財推進計画3017、知財推進計画3018、知財推進計画3019、知財推進計画3020、知財推進計画3021、知財推進計画3022、知財推進計画3023、知財推進計画3024、知財推進計画3025、知財推進計画3026、知財推進計画3027、知財推進計画3028、知財推進計画3029、知財推進計画3030、知財推進計画3031、知財推進計画3032、知財推進計画3033、知財推進計画3034、知財推進計画3035、知財推進計画3036、知財推進計画3037、知財推進計画3038、知財推進計画3039、知財推進計画3040、知財推進計画3041、知財推進計画3042、知財推進計画3043、知財推進計画3044、知財推進計画3045、知財推進計画3046、知財推進計画3047、知財推進計画3048、知財推進計画3049、知財推進計画3050、知財推進計画3051、知財推進計画3052、知財推進計画3053、知財推進計画3054、知財推進計画3055、知財推進計画3056、知財推進計画3057、知財推進計画3058、知財推進計画3059、知財推進計画3060、知財推進計画3061、知財推進計画3062、知財推進計画3063、知財推進計画3064、知財推進計画3065、知財推進計画3066、知財推進計画3067、知財推進計画3068、知財推進計画3069、知財推進計画3070、知財推進計画3071、知財推進計画3072、知財推進計画3073、知財推進計画3074、知財推進計画3075、知財推進計画3076、知財推進計画3077、知財推進計画3078、知財推進計画3079、知財推進計画3080、知財推進計画3081、知財推進計画3082、知財推進計画3083、知財推進計画3084、知財推進計画3085、知財推進計画3086、知財推進計画3087、知財推進計画3088、知財推進計画3089、知財推進計画3090、知財推進計画3091、知財推進計画3092、知財推進計画3093、知財推進計画3094、知財推進計画3095、知財推進計画3096、知財推進計画3097、知財推進計画3098、知財推進計画3099、知財推進計画3100、知財推進計画3101、知財推進計画3102、知財推進計画3103、知財推進計画3104、知財推進計画3105、知財推進計画3106、知財推進計画3107、知財推進計画3108、知財推進計画3109、知財推進計画3110、知財推進計画3111、知財推進計画3112、知財推進計画3113、知財推進計画3114、知財推進計画3115、知財推進計画3116、知財推進計画3117、知財推進計画3118、知財推進計画3119、知財推進計画3120、知財推進計画3121、知財推進計画3122、知財推進計画3123、知財推進計画3124、知財推進計画3125、知財推進計画3126、知財推進計画3127、知財推進計画3128、知財推進計画3129、知財推進計画3130、知財推進計画3131、知財推進計画3132、知財

こうした政策議論の基盤となっているのが、AI自律発明の「技術的な実現可能性」に対する冷静な現状認識と将来予測のギャップである²。特許庁の調査研究や特許制度小委員会（第51回・第53回）での検討によれば、マテリアルズ・インフォマティクスによる新規材料探索の効率化や、発明創作過程における生成AIの「壁打ち」相手としての活用は既に広く普及しているものの、現在のAIの技術水準では発明の創作に人間の関与が一定程度必要であり、人間が全く関与せずにAIが単独で発明を完成させる「完全なAI自律発明」の実例は現時点では確認されていない²。審議会において提示された仮想事例（寒冷地用接着剤の開発において、願望・ニーズの把握、課題の着想から性能評価までの全工程をAIが単独で実施するケース）についても、法学者からは「現時点ではおとぎ話に近い」との評価が示されるなど、足下での実現可能性は低いと位置づけられている¹⁹。

しかし、将来的な実現可能性については「長期的にも実現困難」とする見解と、「中長期的には実現可能」とする見解が交錯している¹⁹。特に研究機関からは、現在は人間が初期設定や評価を行う必要があるものの、将来的にはロボットが自律的に生成AIを運用し、実験結果をフィードバックし続けるクローズドループ（自律駆動型実験システム）が出現する可能性が指摘されている¹⁹。このように、完全なAI自律発明は「現在すでに顕在化している問題」ではなく「中長期的に到来し得る構造的課題」であるがゆえに、その保護の可否を巡っては、各産業が直面している研究開発の経済構造や競争環境の違いが先鋭的な形で投影される結果となっている⁶。

2. 産業界における意見対立の構造：なぜ製薬企業はAI自律発明の保護を求めるのか

2026年3月の特許庁『AI発明の保護に関する調査研究報告書』および同年6月の第56回特許制度小委員会において最も注目された事実とは、「AI自律発明の特許法上の『発明』として認め、保護すべきか否か」という問いに対して、国内企業の意見が業種によって真っ二つに分かれた点である⁶。同調査では、研究開発や知財業務にAIを利活用している企業等11者（製薬2者、化学1者、電機・情報通信4者、電子機器1者、自動車2者、研究機関1者）および有識者（学識者・法曹関係者）5名に対する詳細なヒアリングが実施された⁸。その結果、製薬企業がAI自律発明の特許保護に対して積極的な賛成姿勢を示したのに対し、自動車や電機・情報通信（IT）業界の企業は保護に対して慎重・否定的な立場をとり、国際調和を優先すべきであるとの強い温度差が浮き彫りとなった⁶。

この業種間の対立は、単なる法解釈の相違ではなく、医薬品産業と電機・自動車産業における「研究開発投資の回収メカニズム」および「AI自律発明の出現形態」の根本的な違いに起因している⁸。第一に、製薬企業がAI自律発明の保護を強く求める背景には、創薬ビジネス特有の投資回収構造がある¹⁸。医薬品の開発には、標的分子の探索やリード化合物の設計といった初期の創薬段階（探索研究）の後に、非臨床試験、さらには人間を対象とする複数段階の臨床試験（治験）および薬事承認審査という、莫大な研究開発費と長い歳月を要するプロセスが控えている¹。近年、AIが設計した新薬候補化合物が臨床試験で成功を収めるなどAI創薬の実用化が急速に進んでいるが、たとえ初期の化合物設計やスクリーニングの工程が人間の関与なしにAIによって自律的行われたとしても、その後に続く治験や実用化の莫大な投資リスクは依然として製薬企業が負担しなければならぬ¹。もし「AIが自律的に創出した物質や医薬用途である」という理由で特許権による排他的保護が否定されれば、後発企業による模倣を防ぐことができず、巨額の開発投資を回収するシステム自体が崩壊し、結果として創薬イノベーションが停滞するという強い危機感が製薬業界には存在する¹。第二に、技術的性質の面でも、医薬品業界と電気機器業界とではAI自律発明の出現可能性が異なることが報告書で指摘されている⁸。医薬品分野においては、特定の疾患標的に作用する新規の化

学構造式や医薬用途そのものが製品の核心的価値と直結するため、生成AIと自動合成・評価ロボットが結合した際、人間の研究者が個別の分子構造を着想しなくとも、AIが自律的に有望な候補物質を出力する事態が他産業よりも直接的に顕在化しやすい構造にある¹。

これに対し、自動車業界や電機・情報通信(IT)業界がAI自律発明の特許保護に強く反対・警戒する理由は、主に2つの論理に基づいている¹⁸。

1つ目は、特許制度の存在意義である「インセンティブ論」からの批判である²⁰。特許制度は本来、自然人である発明者やその承継人に対して一定期間の独占排他権というインセンティブ(報酬)を付与することで創作意欲を刺激し、併せて技術情報の公開を促すことで産業の発達に寄与する仕組みである¹⁹。しかし、AI自体は権利や富、名誉を欲する主体ではないため、AIが自律的に生成した成果物に対して特許というインセンティブを与える理論的必然性が認められないという主張である²⁰。

2つ目は、より実務的かつ地政学的な懸念としての「海外巨大テック企業による特許乱発・市場独占リスク」である¹⁸。多数の要素技術や部品、ソフトウェアの組み合わせによって製品が構成される電機・IT・自動車産業においては、米国や中国の巨大IT企業など、圧倒的な計算資源とAI開発力を有する海外勢が、AIの自律生成能力を駆使して膨大な数の特許出願を機械的に量産・取得する事態が最大の脅威となる¹⁸。AI自律発明にまで特許権を付与すれば、資本力と処理能力に勝る海外企業による技術領域の網羅的な独占を許し、日本企業の事業活動の自由度や健全な自由競争が著しく阻害されるという強い警戒感が、電機・自動車業界の慎重論の根底にある⁶。

AI自律発明の権利化要否では業種間対立が鮮明化する一方、防御的規定では合意が形成

特許庁ヒアリング調査の対象構成
(計16者)

自動車 2 電機・情報通信 4 電子機器 1 製薬 2 化学 1
研究機関 1 有識者 5名

【論点の整理】「発明者は自然人に限る」という制度的原則は国際的にも堅持されています。議論の本質は「AIを発明者と認めるか（主体論）」ではなく、産業保護を目的として「AIが生み出した技術成果を誰の権利として特許保護すべきか（客体論）」に移行しています。

1. 「攻め」の権利化論点：製薬 vs 電機・自動車の対立構造

対立鮮明

製薬業界

保護に前向き

根底にある動機・経済構造

新薬開発における莫大な投資（数百億～数千億円）の回収を特許排他権によって確実に担保する必要性。

業界の主な主張

「AIが自律的に化合物を創出したとしても、その後の臨床試験や実用化投資を保護する制度がなければ、AI創薬投資への動機付けが失われる」

懸念点: 成果非保護による投資回収リスク・開発停滞

電機・情報通信・自動車業界

国際調和・慎重

根底にある動機・経済構造

AI自体に独占インセンティブは不要。海外大手テックによる特許独占や事業活動への足枷を警戒。

業界の主な主張

「米中巨大企業が圧倒的計算資源でAI自律特許を大量生産・乱発すれば、自由な開発競争が阻害される。日本独自の安易な保護は避け国際協調を優先すべき」

懸念点: 外国勢による特許網独占・国内企業の競争阻害

2. 特許庁報告書の4本柱における合意状況マトリクス

対立 合意

検討論点（法定論点）	論点性質・状況	企業等（11者）の意見	有識者（5名）の意見
1 AI自律発明の保護（特許法2条1項「発明」）	意見対立 権利付与（攻め）	意見が明確に二分。製薬は投資回収のため保護を強く要請するが、電機・自動車は海外勢の独占警戒や不要論から慎重。	2条1項の「発明」に含まれるとする意見が多く、現行法解釈での対応余地を示唆。
2 発明者認定・開示要件（AI利用プロセスの記載）	多数合意 手続・審査基準	現行の発明者認定基準で対応可能。創作時のAI利用開示要件は現時点で不要（過度な負担を回避）。	現行基準で対応可能。指針策定の要望はあるが、厳格化による特許取得困難を警戒。
3 引用発明適格性（先行技術としての無効化力）	全員一致 防御規定（守り）	技術的に妥当であればAI生成情報も引用発明と認めるべき。AI生成を理由に除外すべきではない。	除外すべきとの意見はなく、現行の審査基準（技術水準・開示性）の適用で対応可能。
4 先使用权の成立（事業継続の安全弁）	多数合意 防御規定（守り）	AI自律発明の実施者にも先使用权を認めるべき。事業の自由を守るためにも保護対象からの除外は弊害。	実施者に先使用权を認めるべきとの意見が多数。ただし現行法の技術的思想同一性の解釈に課題指摘。

構造的洞察 「攻めの独占」で対立、「守りの防御」で連帯する産業界

製薬が望む「独占排他権による巨額創薬投資の回収（攻め）」と、電機・自動車が恐れる「海外巨大テックによる特許トロール・網羅的独占（足枷）」という利害対立が論点①で鮮明化する一方、論点③・④のように「他者の不当な特許化を阻む（引用発明）」および「自社の事業継続を守る（先使用权）」という防御的局面においては、産業界全体が強固に一致しています。

2026年3月公表の特許庁『AI発明の保護に関する調査研究報告書』（国内企業等11者・有識者5名対象）および第56回特許制度小委員会における議論の構造。創薬投資の回収を重視する製薬業界と、米中巨大企業による特許独占を警戒する電機・自動車業界で保護要否の意見が対立する一方、引用発明適格性や先使用权などの防御的論点では産業界・有識者ともに一致している。

Data sources: 特許庁『AI発明の保護に関する調査研究報告書』（全体版）、特許庁『AI発明の保護に関する調査研究報告書』（要約版）、産業構造審議会 第56回特許制度小委員会資料、知財制度・AI自律発明に関する専門解説

3. 特許法体系における解釈論的波及課題：発明定義・引用発明・先使用権の連関

AI自律発明を巡る議論において極めて重要なもう一つの側面は、仮に「AI自律発明には特許権を付与しない」という政策的立場をとったとしても、特許法第2条第1項が定義する「発明（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの）」という概念からAI自律発明を完全に排除してしまうと、特許法体系の他の条文に深刻な解釈上の不整合が生じるという点である²。

2026年3月の調査研究報告書において、企業等の間ではAI自律発明を「保護すべきか」という政策論で意見が割れたものの、法学者や法曹関係者からなる有識者の間では「特許法第2条第1項の『発明』にはAI自律発明も含まれる」という意見が多数を占めた⁸。有識者がこのように解する最大の理由は、「特許権の付与対象としての発明」だけでなく、「他人の不当な権利化を阻止するための引用発明（先行技術）」や「自社の事業継続を守るための先使用権の対象となる発明」との体系的整合性を維持する必要があるためである²。

3.1 引用発明適格性（特許法第29条第1項各号）におけるパラドックス

DABUS事件の訴訟過程においても原告側から指摘され、特許制度小委員会でも最重要論点の一つとして議論されたのが「AI生成情報の引用発明適格性」である²。特許法第29条第1項各号は、特許出願前に日本国内または外国において公然知られた「発明」（公知発明）、公然実施をされた「発明」（公然実施発明）、または頒布された刊行物に記載された「発明」については、新規性を欠くものとして特許を受けることができないと規定している²。

もし、特許法上の「発明」の定義を「自然人が創作したものに限られる」と厳格に限定解釈してしまうと、第29条第1項各号が定める公知発明や公然実施発明等（引用発明）にもAI自律発明やAI生成技術情報は含まれないという論理的帰結を招く²。その結果、AIが自律的に生み出した技術情報が公開され公知・公用となった後であっても、第三者である自然人が後から同一の技術を自然人を発明者として出願すれば、先行するAI生成物は「発明」ではないために引用発明として機能せず、新規性要件違反にはならないという極めて不合理な結果を招来することになる²。

この点について、特許庁の国内ヒアリング調査では、企業等および有識者の双方から「AIが生成した技術情報であっても、内容が技術的に妥当であれば引用発明として認めるべきであり、AI生成であることのみを理由に除外すべきではない」との意見で一致した⁸。現行の審査基準の適用によっても十分に対応可能であるとする見解が多数を占めており、引用発明の対象にAI自律発明を含める観点からも、特許法第2条第1項の発明の定義規定からAI自律発明を除外することには弊害が生じると整理されている⁸。

3.2 先使用権（特許法第79条）の成否を巡る実務的課題

引用発明適格性と並んで、日本企業が強い関心を寄せているのが「先使用権（特許法第79条）」の成否である⁹。先使用権を有するには、先願者の特許出願以前から、独立して同一内容の発明を完成させ、日本国内においてその発明の実施である事業または事業の準備をしていることが要件と解されている¹⁹。また、裁判例や学説によれば、特許出願時の実施形式に具現された発明と同一性を失わない範囲内であれば実施形式を変更しても先使用権が認められ、特許発明と先使用発明の技術的思想の同一性が要件とされる傾向がある⁹。

製造業や化学・素材産業等の現場では、自社の研究開発活動の中でAIが自律的に創作した技術について、あえて特許出願せずに営業秘密（ノウハウ）として秘匿したまま事業の準備・実施に入るケースが想定される¹⁹。このとき、後から競合他社が同一の技術について特許権を取得した場合、も

し自社内でAIが自律生成した技術が先使用権の要件が求める「独立した同一内容の発明」に該当しないと解釈されると、先使用権を主張できず自社の事業継続が阻害されかねない⁹。

そのため、調査研究報告書では、AI自律発明の特許権付与自体には慎重な業界を含め、企業等および有識者の多数から「AI自律発明も先使用権の『発明』に含め、その実施者が先使用権を主張できるとすべきである」との意見が示された⁸。もっとも、諸外国の条文・審査基準・裁判例を調査した限りでは、先使用発明がAI自律発明であった場合の先使用権の成否に関する情報は確認されておらず、日本法においても現行法第79条の解釈や他条文への影響に関して課題が残されていることが指摘されている⁸。

3.3 明細書の記載要件（特許法第36条）とAI利用プロセスの開示要否

さらに、発明の創作過程にAIを利用したことやAIによる具体的な処理プロセスを明細書において開示させる必要があるかという「記載要件」の論点も検討された⁹。現行の審査基準における実施可能要件（第II部第1章第1節2(2)）では、当業者が明細書等に記載された発明の実施についての説明および出願時の技術常識に基づき、請求項に係る発明を実施しようとした場合に、どのように実施するかを理解できるか否かによって判断される旨が規定されている⁹。

ヒアリング調査の結果、企業等および有識者の多数からは、発明創作にAIを利用したことの開示要件は「現時点では不要」との意見が示された⁸。ただし、将来的にAI技術のさらなる高度化やブラックボックス化が進んだ場合には、開示要件が必要となる可能性もあるとの指摘がなされている⁸。

検討論点（根拠条文）	問題の所在と法解釈上の課題	国内企業等の支配的見解	有識者（学識者・法曹）の支配的見解
1. 発明該当性と保護要否 （特許法第2条第1項・第29条第1項柱書）	人間の創作的関与がないAI自律発明を特許権の保護対象とすべきか。第2条第1項の「発明」に含まれるか。	業種により意見が対立。製薬企業は投資回収のため保護を要望する一方、電機・自動車等は海外勢の特許独占やインセンティブ不要論から慎重・反対 ⁶ 。	第2条第1項の「発明」にはAI自律発明も含まれるとする意見が多数（引用発明や先使用権との整合性維持のため）。ただし特許付与の是非は立法政策の問題 ⁸ 。
2. AI利用発明の発明者認定 （特許法第29条第1項柱書・第36条）	人間がAIを利用して創出した発明において、誰を自然人発明者として認定するか。AI利用の明細書開示は必要か。	現行基準で対応可能。判断を補助する公的指針を求める声がある一方、厳密化による特許不取得（発明者不在）を懸念。AI利用の開示義務は現時点で不要 ⁸ 。	現行基準で対応可能。人間の創作的関与（課題設定・プロンプト構築・評価検証等）を柔軟に評価すべきであり、厳格・画一的な指針の策定は困難。開示義務は不要 ⁸ 。

3. 引用発明適格性 (特許法第29条第1項各号)	AIが自律生成し公知となった技術情報は、後願を排除する「引用発明(先行技術)」になり得るか。	引用発明として認めるべき。AI生成であることのみを理由に除外すべきではなく、内容が技術的に妥当であれば現行審査基準で対応可能 ⁸ 。	引用発明として認めるべき。除外すれば公知のAI発明を後から自然人が特許取得できる不合理が生じるため、当然に先行技術に含まれる ² 。
4. 先使用权の成否 (特許法第79条)	自社内でAIが自律創出した技術を事業準備・実施していた場合、他者の後願特許に対し先使用权を主張できるか。	先使用权を認めるべき。ノウハウ秘匿や事業継続の観点から、AI自律発明の実施者にも先使用权の保護が不可欠 ⁸ 。	先使用权を認めるべき。ただし現行法第79条の解釈や技術的思想の同一性要件との整合性には解釈・立法上の課題あり ⁸ 。

4. 「AIが生み出した成果の特許保護」と「AI自体の発明者認定」の理論的・制度的峻別

AI自律発明を巡る議論が一般の報道や一部の議論において混乱を招きやすい最大の原因は、「AIが生み出した技術的成果(アウトプット)を特許制度で保護すること(客体的保護の論点)」と、「AI自体を『発明者』として法的に認めること(主体的地位の論点)」という、次元が異なる2つの問題が混同されて語られることにある¹。

歴史的にこの2つの論点が結びついて議論されるようになった発端は、米国のライアン・アボット氏らが主導し、より優れた食品容器等を設計したAI「DABUS」を発明者として各国に特許申請した国際的な訴訟活動にある¹。アボット氏は「米国等がAI生成成果物を保護対象から除外すれば、創薬開発に悪影響を及ぼす」と警告し、成果物の保護を求める手段としてAI自体を発明者として記載するアプローチをとった¹。なお、海外の立法動向としては、自然人が存在しない発明に対しAI自体を発明者として特許出願することを認める産業財産法改正案が外国の連邦下院議会に提出され審議されるといった例外的な動きも見られるものの、日本を含む主要先進国の法秩序および政策議論においては、これら2つの論点は明確に切り離して整理されている¹。事実、特許制度小委員会における論点整理でも、「① AI自律発明が特許法に規定する『発明』に該当し保護されるか」という客体的論点と、「② 人の関与があるが発明者が存在しない場合やAI自律発明において、誰に権利を帰属させるか、AIを発明者として認めるべきか」という主体的論点は明確に区別して設定されている¹⁹。

4.1 「AI自体を発明者として認めること」が否定される法的根拠(主体的論点)

まず、「AI自体を発明者として認めること」については、日本の最高裁判所(2026年3月4日決定により知財高裁令和7年1月30日判決が確定)をはじめ、米国連邦巡回区控訴裁判所(CAFC:2022年 *Thaler v. Vidal* 判決、2023年4月24日連邦最高裁が裁量上訴不受理)、英国最高裁判所(2023年12月20日判決)、欧州特許庁(EPO)審判部(2021年12月21日決定)、ドイツ特許商標庁など、主要先進国の司法・行政機関において「発明者は自然人に限られる(自然人絶対原則)」として完全に否定されている¹。日本においてAI自体の発明者適格が否定される法的・理論的根拠は、以下の3点に集

約される¹⁰。

第一の根拠は、権利能力の欠如と「特許を受ける権利」の原始帰属の不可能性である¹²。特許法第29条第1項柱書が規定する「発明をした者」とは、権利義務の帰属主体となり得るとともに、何らかの創作活動ないし精神的活動をすることができる者、すなわち自然人であることが当然の前提とされている¹²。また、発明者が発明者名誉権を取得することも、「発明をした者」が人格的利益の享有主体である自然人であることを前提としている¹²。現行特許法には、AI発明のように自然人たる発明者を観念できない場合を念頭に「特許を受ける権利」が発生し、それが何人かに原始的に帰属することを定めた規定は存在しないため、権利能力のないAIの行った発明に対してAIを発明者として特許を付与することはできず、国内書面の「発明者」の「氏名」欄にも自然人の氏名を記載することが必須となる¹²。

第二の根拠は、知的財産基本法および伝統的発明概念との整合性である¹⁰。知的財産基本法第2条第1項は、「知的財産」を「発明、(中略)その他の人間の創造的活動により生み出されるもの」と定義しており、現行法体系は「発明」を人間の精神的創作として位置づけたドイツの法学者コーラーの定義を踏襲している¹⁰。

第三の根拠は、進歩性判断の基準となる「当業者」概念の崩壊リスクである¹²。東京地裁判決(2024年5月16日)が判示したように、仮に特許法上の「発明者」にAIが含まれるとすれば、特許法第29条第2項の「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(いわゆる当業者)」にもAIが含まれることになる¹²。しかし、AIと自然人の創作能力を同一であると判断するのは困難であり、自然人が想定されていた「当業者」という概念をAIに適用することは相当ではなく、進歩性の判断基準そのものを変質させてしまう弊害が生じる¹²。

4.2「AIが生み出した成果を特許で保護すること」の現行法アプローチ(AI利用発明における自然人認定)

以上のように「AI自体を発明者として認めること」が法理論的にも実務的にも否定される一方で、「AIが生み出した成果(技術的アウトプット)を特許で保護すること」は、AIを発明者にしなくとも実現可能であり、人間の関与の度合いに応じて「現行法枠内でのAI利用発明としての保護アプローチ」と「将来の立法論による完全なAI自律発明の保護アプローチ」の2段階に整理される⁸。

現在、AI創業企業を含む産業界で現実に行われているAI生成成果物の保護は、すべて第1の「現行法枠内でのAI利用発明としての保護アプローチ」によっている¹。すなわち、生成AIを含むAIシステムを、電卓や実験装置、コンピュータソフトウェア、研究データベース等と同様に、人間の発明者が使用する単なる「道具(ツール)」として位置づける方法である¹。AIシステムがアイデアを生成したり分子を設計したりしたとしても、それは請求項に記載された発明を着想した人間の発明者が使用するツールに過ぎないとみなされるため、開発プロセスに関与した自然人(例えばAI創業企業のCEOや人間の研究者ら)を発明者として記載することで、AIが生み出した成果物を適法に特許保護することができる¹。

この現行法アプローチにおいて実務上の核心となるのは、「人間がどの程度の関与をすれば、AIを利用して創出した成果の『発明者』と認められるか」という発明者認定基準である⁸。日本の学説・実務においては、発明の成立過程を「着想の提供」と「着想の具体化」の2段階に分け、新しい着想の提供者およびその具体化が自明でない限り具体化した者も共同発明者とする「2段階説」や、発明の特徴的部分(技術的思想)への創作的関与を判断する枠組みが用いられてきた²¹。例えば、主薬と賦形剤を混合して細粒核を製造する公知の方法と高速攪拌造粒機を用いる論文を組み合わせることを上司が着想し、部下等が実験により結晶セルロース(賦形剤)を60重量%以上用いることを見出

した事案では、課題解決の鍵は最適な実験条件の発見にあり、方向性を大筋で示したにすぎない上司は発明者ではないと判断されている²¹。

この伝統的な基準をAI利用発明に適用するにあたり、米国特許商標庁(USPTO)が2024年に策定・更新したガイダンスにおける「Pannuファクター(CAFC判例に基づく共同発明者認定の三要素であり、①発明の着想または実用化に何らかの重要な貢献をしたか等)」を援用した整理が日本でも参照されている⁸。具体的には、自然人が単にAIに一般的な課題を提示しただけ、あるいはAIの出力をそのまま認識・評価しただけでは直ちに発明者とは言えないものの、特定の問題に鑑みてAIから特定の解決策を引き出すために適切なプロンプトを構築・設計した場合や、AIの出力を利用して重大な貢献を行って発明を創出し実験を成功させた場合、あるいは特定の問題を解決するためにAIモデルを設計・構築した場合などには、自然人に発明者としての重大な貢献(創作的関与)が認められ、その成果物を特許として保護し得るという整理がなされている⁸。

ここで注目すべきは、特許庁のヒアリング調査において明らかになった企業の二律背反的な懸念である⁹。多くの企業からは、AIを利用して創作した発明における発明者認定の判断を補助する公的な指針の策定を求める意見が寄せられた一方で、こうした指針を策定することにより発明者認定が明確かつ厳密になることで、かえって誰も発明者として認定できず特許を取得できない事態(「人がAIを利用した際に、発明は完成しているが発明者が不在となる場合」)が生じることを懸念する声も多く聞かれた⁹。そのため、実務界および有識者の間では、AI利用発明においては現行の発明者認定基準で対応可能でありつつも、「発明者」を柔軟に解釈して特許登録を受けられるようにすべきであり、厳格な指針を示すことは難しいとの認識が共有されている⁸。

4.3「AIが生み出した成果を特許で保護すること」の将来立法アプローチ(AI自律発明における権利帰属の再設計)

さらに将来、AIとロボットによる自律化が進み、上記の柔軟な基準をもってしても創作的関与をした自然人が存在しない「完全なAI自律発明」が生み出された場合、その成果物を特許で保護するには第2の「将来の立法論による保護アプローチ」が必要となる¹⁰。

この段階においても、「成果の保護」と「AIの発明者認定」の分離は決定的に重要である²¹。仮に製薬企業等が求めるように、巨額の投資回収の保全や営業秘密としての秘匿化防止(技術公開の促進)のためにAI自律発明の成果を特許法で保護するという立法政策をとる場合であっても、AIそれ自体を「発明者」として認める必要は全くない¹⁹。代わりに立法論として検討されるのは、自然人の発明者が存在しないAI自律発明について、特許を受ける権利の帰属主体を法規定によって直接特定の「自然人または法人」に割り当てる制度設計である¹²。

具体的には、AI自体を発明者とするのではなく、「発明を考案するために必要なアレンジメント(arrangements necessary: 手配・環境構築・投資等)を行った者」を発明者または権利帰属主体とすべきであるとする提案や、AI開発者への権利付与・インセンティブ担保の在り方、あるいは研究開発投資を行った企業等への権利帰属を整備するアプローチが議論されている¹⁶。さらに、東京地裁のDABUS判決が指摘した通り、自然人とAIの創作能力の相違に鑑みると、AI自律発明に係る権利の存続期間は、AIがもたらす社会経済構造等の変化を踏まえた産業政策上の観点から、現行特許法による存続期間とは異なるものとして制度設計する余地が十分にあり得る¹⁰。このように、AIを発明者としてことなく、権利の帰属主体や保護期間、保護要件を立法によって特別に設計することで、製薬企業が求める「創業投資の保護」と、電機・自動車企業が懸念する「過剰な特許独占の防止」という相反する要請を調整する道が開かれるのである⁶。

比較項目	論点A:「AI自体を発明者として認めること」(主体的地位・発明者適格の論点)	論点B:「AIが生み出した成果を特許で保護すること」(客体的保護・権利帰属と産業政策の論点)
議論の本質	非自然人であるAIシステムそのものに、法的な「発明者」の地位・氏名表示・権利能力を付与するか否か ¹ 。	AIの関与によって生み出された有用な技術的成果(新薬化合物、新材料等)に排他的権利を与え、投資回収と技術公開を促すか否か ¹⁹ 。
現在の法的・政策的結論	全面的に否定(決着済み)。日本(2026年3月最高裁決定確定)および米・英・欧の主要国すべてにおいて「発明者は自然人に限る」で一致 ¹ 。	AI利用発明は現行法で保護可能、完全なAI自律発明は継続検討(意見対立)。産業分野ごとのニーズと国際調和を踏まえた政策課題 ³ 。
主な法的・理論的根拠	AIには権利能力がなく「特許を受ける権利」の原始帰属主体になり得ない(特許法第29条第1項)。またAIに発明者名誉権や創作意欲へのインセンティブは不要であり、AIを発明者に含めると第29条第2項の「当業者」概念が変質し進歩性基準が崩壊する ¹² 。	AIが生成した成果であっても、その実用化(臨床試験等)には企業による巨額の投資リスクが伴う(製薬業界の主張)。また特許保護を否定すると有用な技術が営業秘密として秘匿され公開されない恐れがある一方、海外巨大企業による特許乱発の懸念との調整が必要となる ¹ 。
実務的・制度的な解決手法	AIの名称を発明者欄に記載した出願は形式要件・実体要件違反として却下・拒絶される(自然人の氏名の記載が必須) ⁸ 。	**現行法下(AI利用発明)** では、AIを「道具」と位置づけ、課題設定・プロンプト構築・実験検証等で重要な貢献をした自然人を柔軟に発明者として認定し保護する⁸。 **将来立法論(AI自律発明) **では、AIを発明者にせず、必要なアレンジメントを行った者やAI開発者・投資企業に直接権利を帰属させ、存続期間等を調整して保護する¹⁰。

5. 結論：今後の制度設計と企業知財実務への示唆

日本におけるAI自律発明を巡る議論を総括すると、「製薬企業からAI自律発明の特許保護を求める意見が示されている」という事実は、単なる一業界の要望にとどまらず、AI時代の知的財産制度が直面する構造的な転換点を示している⁴。2026年3月の最高裁決定によって「現行法上、AI自体は発明者になれない」という主体的論点に終止符が打たれたことで、日本の知財政策の焦点は「AI自体に発明者の地位を与えるか」という形式的な議論から完全に脱却し、「AIが生み出した技術的成果をいかにして社会経済の発展に結びつけるか」という実質的な客体的保護・産業政策のフェーズへと移行した³。

今後の制度設計および企業の知財戦略においては、以下の3つの視点が決定的な意味を持つ⁶。

第一に、「AI利用発明」における自然人発明者認定の柔軟な運用と実務対応の徹底である⁸。完全なAI自律発明が技術的に一般化するまでの当面の間、企業はAIを「道具（ツール）」として位置づけ、自然人である研究者の創作的関与を特定することで成果物の特許保護を図る必要がある⁸。特に創薬や材料開発のようにAIの寄与度が高い分野においては、単にAIが出力した結果のみを記録するのではなく、人間がいかなる技術的課題を設定し、どのように適切なプロンプトを構築して出力を引き出し、そして出力された候補に対して人間がいかなる実験・検証を行って発明を完成・実用化させたのかという「人間の重大な貢献」の過程を研究開発記録として体系的に保全することが、将来的な発明者認定の疑義（発明者不在リスク）を回避する上で不可欠となる⁸。

第二に、防御的知財戦略としての「引用発明適格性」と「先使用权」の活用および法整備である⁸。AI自律発明への特許付与の是非については製薬業界と電機・自動車業界の間で対立が続くものの、AIが生成した技術情報を先行技術（引用発明）として認め他者による不当な特許独占を排除すべきであるという点、ならびに自社内でAIが自律生成した技術の実施者に先使用权を認めるべきであるという点においては、産業界と有識者の間で強固なコンセンサスが成立している⁶。特許庁および立法府においては、完全なAI自律発明の特許保護に関する結論を待つまでもなく、特許法第2条第1項の「発明」概念と第29条第1項各号（引用発明）および第79条（先使用权）との関係を審査基準や解釈指針等で明確化し、日本企業がAIを安心して研究開発や事業準備に導入できる法的予測可能性を担保することが求められる⁸。

第三に、産業特性に応じたきめ細かな立法論（権利帰属と保護期間の再設計）の構築である⁸。中長期的に人間が関与しないAI自律発明が実用段階に達した際、製薬業界が直面する「臨床試験等の莫大な研究開発投資の回収必要性」と、電機・IT・自動車業界が危惧する「計算資源に勝る海外大手企業による大量特許取得・市場独占リスク」を両立させるためには、AI自体を発明者とすることなく、必要なアレンジメントや投資を行った企業・開発者等に権利帰属を認めた上で、実験的な実用化貢献の裏付けを重視したり、権利の存続期間を通常の特許権とは異なる設計としたりする制度的アプローチが有効となる¹⁰。「知的財産推進計画2026」および特許制度小委員会が掲げる国際動向を見極めた継続検討においては、この「成果の保護」と「AIの発明者性」の厳密な峻別を前提とした、日本の産業競争力を最大化する精緻なルールメイキングが期待される³。

引用文献

1. AIが新薬を発明したら特許は誰のもの？日米欧が示した共通の答え、
<https://aifriends.jp/ai%E3%81%8C%E6%96%B0%E8%96%AC%E3%82%92%E7%99%BA%E6%98%8E%E3%81%97%E3%81%9F%E3%82%89%E7%89%B9%E8%A8%B1>

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/51-shiryoku/02.pdf

2. AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応,
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/51-shiryoku/02.pdf
3. 知的財産推進計画2026 - 法務省, <https://www.moj.go.jp/content/001466607.pdf>
4. 内閣官房検討委 新用法・用量の特許保護を是認 | 日刊薬業 - 医薬品,
<https://nk.jiho.jp/article/p-1226551376162>
5. patesalo: 「AI自律発明も特許法で保護を」製薬企業が意見、特許庁,
<https://patesadon.com/@patesalo/116760357396228369>
6. 知財業界における生成 AI 活用の今後のトレンドと2027年予測,
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/8f569cc1fffc095456ea.pdf>
7. 第56回特許制度小委員会 議事次第・配布資料一覧 | 経済産業省 特許庁,
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/56-shiryoku.html
8. AI発明の保護に関する調査研究報告書 - 特許庁,
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2025_09_zentai.pdf
9. AI発明の保護に関して - 特許庁,
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2025_09_yoyaku.pdf
10. AIの発明者性について判示した東京地裁判決 — 東京地判令和6年5月,
<https://www.nagashima.com/publications/publication20240521-1/>
11. 日本における審理状況 of 弁理士法人 太陽国際特許事務所,
<https://www.taiyo-nk.co.jp/dabus/dabus06.html>
12. AIを発明者とする特許出願却下処分取消請求を棄却した東京地裁令和,
<https://innoventier.com/archives/2024/10/17370>
13. 人工知能ダバス (DABUS) に関する令和7年1月30日知財高裁判決,
<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5599/>
14. 知財推進計画 2025,
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/d06d701b842c79b94ba6.pdf>
15. 知的財産推進計画2025のKPI | 高野誠司特許事務所,
<https://takano-pat.com/news/column-20250716/>
16. 「知的財産推進計画2025」(概要),
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai8/shiryoku2-1.pdf
17. 【解説】知的財産推進計画2026 2025年版との比較でわかる「今年」,
<https://chizaioen.com/chizaikeikaku2026/>
18. 令和7年度特許庁調査報告書に基づくAI関与発明の法的保護の在り方,
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/eb363644846fd461e285.pdf>
19. 特許制度に関する検討課題について,
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/53-shiryoku/01.pdf
20. https://note.com/takao_sekiguchi/n/n9d1e24ac2887
21. AI 関連発明の発明者, <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3851>

22. 知的財産推進計画2025について - 弁理士法人 前田特許事務所,
<https://maedapat.co.jp/magazine/2389/>
23. AI技術の進展を踏まえた発明の 保護の在り方に関する 調査研究報告書,
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2024_05.pdf
24. AI発明者(ダバス)事件・知財高裁令和7年1月30日判決について,
<https://www.eiko.gr.jp/law/ai%E7%99%BA%E6%98%8E%E8%80%85%EF%BC%88%E3%83%80%E3%83%90%E3%82%B9%EF%BC%89%E4%BA%8B%E4%BB%B6%E3%83%BB%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E9%AB%98%E8%A3%81%E4%BB%A4%E5%92%8C7%E5%B9%B4%E6%9C%8830%E6%97%A5%E5%88%A4/>
25. 【速報】【米国】【特許】USPTOが改正発明者認定ガイダンスを公表,
<https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2025/17752.html>